

(案)

公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標に
係る業務の実績に関する評価基準

平成 25 年 月 日

秋田市公立大学法人評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定および公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針（平成25年〇月〇日秋田市公立大学法人評価委員会決定（以下「評価基本方針」という））に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）における中期目標に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

1 評価の趣旨

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、法人のマネジメントの観点から業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

2 評価の実施

法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 項目別評価

ア 法人による自己評価

項目別評価法人は、様式 2 号「公立大学法人秋田公立美術大学第〇期
の中期目標期間に係る業務の実績に関する項目別調書（以下「中期
目標期間業務実績調書」という。）の「項目別実施状況」に基づき、
中期計画の最小単位の項目（以下「小項目」という。）ごとに自己評
価を行う。

その際には、以下の4段階の区分により、その判断理由を付して、
達成状況の評価する。

【評価基準】

Ⅳ：中期計画を上回って実施している。

Ⅲ：中期計画を十分に実施している。

Ⅱ：中期計画を十分に実施していない。

Ⅰ：中期計画を実施していない。

イ 評価委員会による評価

評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評
価が異なる場合には、その理由等を示す。

こうしたことを踏まえ、中期目標および中期計画に掲げた各項目の達成状況について、各事業年度の実績、および法人による自己評価結果等を総合的に確認勘案し、「中期目標期間業務実績調書」の「項目別評価」において実施する中期目標の次の大項目（大学の教育研究等の質の向上に関する目標については中項目）ごとに、以下の5段階の区分により達成状況进行评估する。

【評価項目：中期目標大項目（一部中項目）】

- ① 大学の教育研究の質の向上に関する目標（教育に関する目標）
- ② 大学の教育研究の質の向上に関する目標（学生への支援に関する目標）
- ③ 大学の教育研究の質の向上に関する目標（研究に関する目標）
- ④ 大学の教育研究の質の向上に関する目標（社会貢献に関する目標）
- ⑤ 大学の教育研究の質の向上に関する目標（国際交流に関する目標）
- ⑥ 業務運営の改善および効率化に関する目標
- ⑦ 財務内容の改善に関する目標
- ⑧ 自己点検・評価および情報の提供に関する目標
- ⑨ その他業務運営に関する重要事項に関する目標

【評価基準】

S：特に優れた実績を上げている。

（評価委員会が特に認める場合）

A：中期目標を達成している。

（評価委員会の小項目別評価が全てⅣまたはⅢ）

B：中期目標を概ね順調に実施している。

（評価委員会の小項目別評価のⅣまたはⅢの割合が9割以上）

C：中期目標を十分には達成できていない。

（評価委員会の小項目別評価のⅣまたはⅢの割合が9割未満）

D：業務の大幅な改善が必要である。

（評価委員会が特に認める場合）

※上記の評価基準は目安であり、社会情勢等の変化による遅れや、小項目の重要性を考慮する。

なお、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項を付す。

(2) 全体評価

全体評価は、~~様式2「公立大学法人秋田公立美術大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する全体評価調書」の「全体評価」において基づき~~実施することとし、項目別評価の結果を踏まえ、業務の達成状況、財務状況~~および~~法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

~~また、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。~~

なお、評価は設立時および中期目標設定時の理念の実現を評価の基軸としつつ、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施する。

~~3 項目別評価の基準~~

~~原則として、以下の5段階で評価する。~~

~~S：特に優れた実績を上げている。~~

~~(評価委員会が特に認める場合)~~

~~A：中期目標を達成している。~~

~~(達成度が100%以上と認められるもの)~~

~~B：中期目標を概ね達成している。~~

~~(達成度が80%以上100%未満と認められるもの)~~

~~C：中期目標を十分には達成できていない。~~

~~(達成度が80%未満と認められるもの)~~

~~D：業務の大幅な改善が必要である。~~

~~(評価委員会が特に認める場合)~~

~~(1) 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。~~

~~(2) 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。~~

~~(3) 評価の最小単位以外の評価項目については、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。~~

~~3.4 その他~~

本基準は、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。

~~5 経過措置~~

~~平成31年3月31日をもって終了する中期目標期間に係る評価のうち項目別評価の基準の適用については、3の規定にかかわらず、同日をもって終了する事業年度に係る項目別評価の例によるものとする。~~